

ふれあい

3.4
月号
2026

vol.221

税務署からのお知らせ 事業活動報告 令和8年度税制改正大綱



日野

百草園



稲城

三沢川

表紙写真を募集中! 日野・多摩・稲城 それぞれの街の「ふれあい」

をイメージ出来る写真を募集しています。
いつどの号で載るかお楽しみに!
ブログには全て掲載されます。



Googleアカウントをお持ちでない場合は、
日野法人会 (hino_info@tohoren.or.jp) へお送りください。

ブログはこちら!



多摩

乞田川

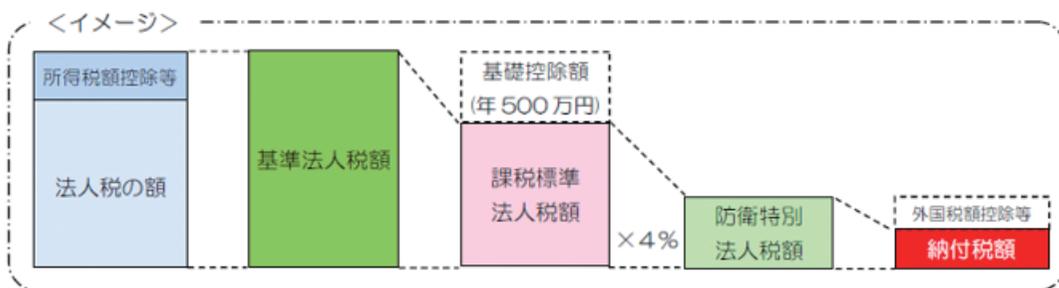
防衛特別法人税が創設されました



令和7年5月 国税庁

防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。



(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています（防確法8）。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています（防確法11）。

（注）その法人が通算子法人である場合には、その法人に係る通算親法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度の期間内に開始するその法人の事業年度が課税事業年度とされています（防確法11）。

すなわち、通算子法人については、その通算子法人に係る通算親法人の事業年度が令和8年4月1日以後に開始する事業年度かどうかで課税事業年度に該当するかどうかを判定します。

(3) 基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定^(※)により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています（防確法10-1）。

（※）法人税の税額の計算に関する法令の規定には、次の規定を含まないこととされています（防確法10-1）。

- ① 所得税額の控除（法法68）、② 外国税額の控除（法法69）、③ 分配時調整外国税相当額の控除（法法69の2）
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法法70）、⑤ 税額控除の順序（法法70の2）
- ⑥ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の6⑥⑦）
- ⑦ 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額（⑥の措置に係る部分に限ります。）（措法42の14①④）
- ⑧ 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の7④、66の9の3③）

(4) 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額となります（防確法13①②）。

イ 下記ロ以外の場合……各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

ロ 各課税事業年度の基準法人税額に特定同族会社の特別税率（法法67①：留保金課税制度）により加算された金額がある場合……次の金額の合計額<下記の計算イメージを参照>

(イ) その課税事業年度の加算前基準法人税額^(※)から基礎控除額を控除した金額

（※）加算前基準法人税額とは、基準法人税額から留保金課税制度により加算された金額を控除した金額をいいます（防確法13②二イ）。

(ロ) その課税事業年度の基準法人税加算額^(※)から上記(イ)で控除しきれなかった基礎控除額（基礎控除残額）を控除した金額

（※）基準法人税加算額とは、基準法人税額のうち留保金課税制度により加算された金額をいいます（防確法13②二ロ）。

○基礎控除額

基礎控除額は、年 500 万円とされています（防確法 13 ③一）。

（注 1）通算法人の場合には、500 万円を各通算法人の基準法人税額又は加算前基準法人税額の比で配分した金額とされています（防確法 13 ③二）。

（注 2）課税事業年度が 1 年に満たない法人は、「500 万円を 12 で除し、これにその課税事業年度の月数（1 月未満の端数は切り上げます。）を乗じて計算した金額」となります（防確法 13 ③九）。

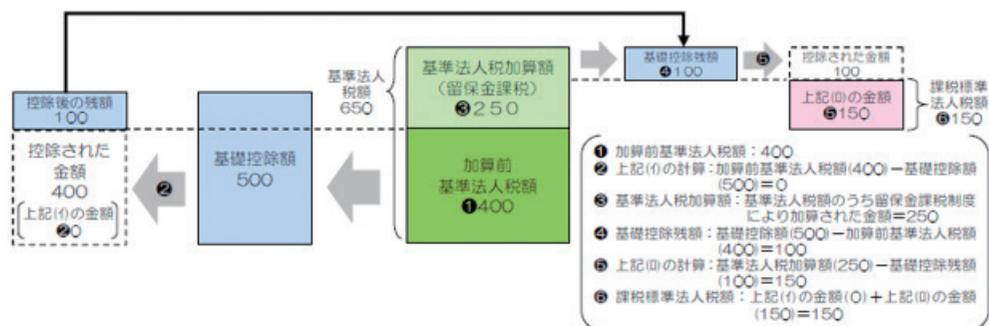
○基礎控除残額

基礎控除残額は、上記の基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額とされています（防確法 13 ④一）。

（注）通算法人の場合には、基礎控除額の残額を各通算法人の基準法人税加算額の比で配分した金額とされています（防確法 13 ④二）。

通算法人以外の法人が留保金課税制度の適用を受けた場合の課税標準法人税額の計算

<計算イメージ>



(5) 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に 4% の税率を乗じた金額となります（防確法 14 ①、15）。

なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用を受けることができます（防確法 16）。

（注 1）外国税額控除のほか、税額控除規定として、分配時調整外国税相当額の控除（防確法 17）、控除対象所得税等相当額の控除（防確法 1 8）及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除（防確法 19）が設けられています。

（注 2）税額控除は、①分配時調整外国税相当額の控除、②控除対象所得税等相当額の控除、③仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除、④外国税額控除の順序で行うこととされています（防確法 20）。

(6) 確定申告

防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません（防確法 25）。

なお、所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が 0 となる場合や基礎控除額（年 500 万円）の控除により課税標準法人税額が 0 となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要がありますので、別表一次葉一の「課税標準法人税額の計算」及び「防衛特別法人税額の計算」の各欄を記載し、同表の「防衛特別法人税額」及び「防衛特別法人税額計」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注 1）各事業年度の所得に対する法人税の納税義務がない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注 2）法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、防衛特別法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります（防確法 25 ④）。

(7) 中間申告

令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度^(※)において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります（防確法 21）。

（※）その法人が通算子法人である場合には、その法人に係る通算親法人の令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度の期間内に開始するその法人の課税事業年度とされています（令 7 改正法附則 62 ②）。

令和8年度

税制改正大綱

－ 法人会の税制改正提言（国会審議中） －

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！
特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。
法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

詳しくはブログへ▶



- 少額減価償却資産の特例
- 賃上げ税制
- 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

所得税・住民税関係

詳しくはブログへ▶



- 基礎控除等の改正
- ミニマムタックス課税の強化
- 住宅ローン減税
- 青色申告特別控除について
- 子ども NISA
- 通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額
- 暗号資産の譲渡に分離課税が適用
- 食事の支給による経済的利益
- 私募債の分離課税適用の厳格化

相続税・贈与税関係

詳しくはブログへ▶



- 教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止
- 事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

資産税関係

詳しくはブログへ▶



- 貸付用不動産の評価

消費税関係

詳しくはブログへ▶



- 国境を越えた電子商取引
- インボイス制度の経過措置関係

その他

詳しくはブログへ▶



- 固定資産税
- 軽油取引税の暫定税率
- 防衛特別所得税
- ふるさと納税関係

記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人 税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

事業活動報告

statement of activity

01

税制改正提言活動

日野法人会では全国法人会連合会にて取り纏めた「令和8年度税制改正に関する提言」を地元首長等へ行いました。



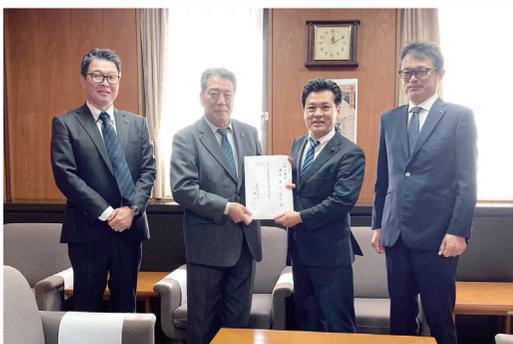
ブログはこちら!



古賀日野市長



阿部多摩市長



奥住日野市議会議員



三階多摩市議会議員

02

多摩市長講演会

2/2

2月2日(月)パルテノン多摩第1会議室において多摩市阿部市長を講師に招き、「市長講演会 テーマ:多摩から日本・世界を考える」を開催いたしました。



動画はこちら!

ブログはこちら!



2/4

03

源泉部会テーマ別研修会

源泉部会（部会長竹井聡）は、日野税務署担当者およびT & A 税理士法人 代表社員税理士 小嶋公志氏を講師に招き、2月4日（水）関戸公民館においてテーマ別研修会を開催いたしました。



ブログはこちら！

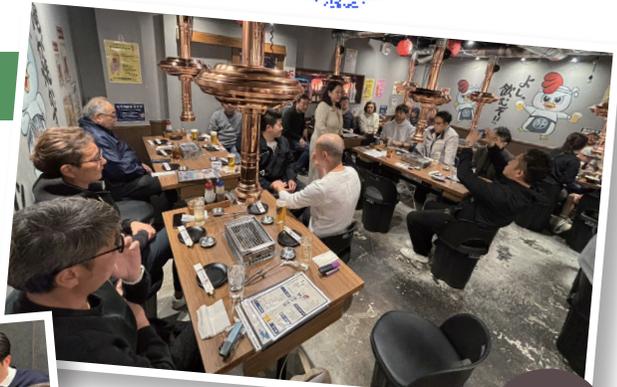
04

支部研修会・交流会

日野地区・多摩地区の各支部において研修会・交流会を開催いたしました。



ブログはこちら！



多摩地区第1,2支部合同「新年会」

1/17



2/5

日野地区第1支部研修会・交流会



日野地区第6支部
交流ゴルフ大会

2/21



2/27

多摩地区支部合同研修会



日野地区第3支部交流会



3/3

05

多摩地区・稲城地区、日帰りバス研修会

会員の研修及び交流を目的に、稲城地区においては2/11（水）にYOKOSUKA 軍港めぐり、多摩地区においては2/15（日）にJAXA 筑波宇宙センターの研修を行いました。

動画はこちら！

ブログはこちら！



稲城地区；三笠記念艦前にて



多摩地区；JAXA 筑波宇宙センター

06

絵はがきコンクール作品展示

女性部会は「第15回税に関する絵はがきコンクール」の応募全作品（451作品）を確定申告期間中に合わせ展示いたしました。

日野市：2月24日（火）～3月3日（火）イオンモール多摩平の森

多摩市：2月16日（月）～3月16日（月）多摩市役所確定申告会場

稲城市：2月17日（火）～3月3日（火）稲城市中央公民館



ブログはこちら！



日野市応募作品



多摩市応募作品



稲城市応募作品



07

確定申告会場への 花鉢進呈

女性部会では、毎年恒例になっている日野税務署内確定申告会場へ花鉢を進呈しました。



ブログはこちら！



3/5



08

健康経営セミナー

労働安全衛生法が改正され「すべての事業所においてストレスチェックが3年以内に義務化」されることに伴い、健康経営エキスパートアドバイザー藤田桃子氏、博士・公認心理師大橋将一氏を講師に招き、健康経営セミナーを開催いたしました。

ブログはこちら！



09

支部長会

2月25日（水）京王クラブにおいて各支部における事業の情報交換を目的として支部長会を開催いたしました。

ブログはこちら！



2/25





令和7年度地球温暖化対策報告書提出企業一覧

地球温暖化対策報告書提出企業名

日野法人会では、東京都への「地球温暖化対策報告書」提出に協力しています。環境分野の柱として、法人会が東京都と連携しているこの制度は、中小規模事業者の自主的な取組による温暖化防止の実現と、中小企業者向け省エネ促進税制の減税の要素を含んでいます。令和8年度も引き続き皆様ご協力の程よろしくお願いたします。

公益税制委員長 糟谷敏実

- 株式会社 アルファ美術
- 大石建設 株式会社
- 株式会社 大谷商店
- 株式会社 オネストプラス
- 学校法人 駒澤学園
- 株式会社 清水材木店
- 株式会社 スミカワADD
- 有限会社 高田工務店
- 株式会社 タマフレンド
- 有限会社 タマヤ洋品店
- 塚田設備 株式会社
- 学校法人 東京青葉学院
- 株式会社 西ビル管理
- 有限会社 平尾運輸
- 富士電気工業 株式会社
- 有限会社 星電気
- 株式会社 マイハウス
- 武蔵テクノ 株式会社
- 有限会社 明装ビルサービス
- 山芳木材 株式会社
- 株式会社 吉田工務店
- 株式会社 朝倉組
- 株式会社 麻生徽章
- 株式会社 飯島不動産
- 梅津塗工 株式会社
- 医療法人社団 貝取内田医院
- 京桜商事 株式会社
- 株式会社 京王ストア
- 京王レクリエーション 株式会社
- 有限会社 小磯商事
- 株式会社 興進
- 有限会社 コスモス
- 株式会社 サービスエース
- 株式会社 櫻設備
- 桜総合管理 株式会社
- 有限会社 櫻間工務店
- GC 株式会社
- 新都市センター開発 株式会社
- 株式会社 多摩朝日折込広告社
- 有限会社 多摩クレイドル
- 株式会社 多摩ニュータウンサービス
- 中央企画 株式会社
- 中央殖産 株式会社
- 株式会社 鶴牧ガーデンズ
- 有限会社 ティーアンドケイ
- 東京重機運輸 株式会社
- 株式会社 東洋
- 株式会社 東和
- 株式会社 豊川製作所
- 有限会社 永山石油
- 株式会社 榎原
- 株式会社 野村商事
- 福井商事 有限会社
- 有限会社 南野ゴルフ
- 株式会社 雅
- 株式会社 ゆうゆうツーリスト
- 有限会社 麗美装
- 有限会社 アイグラン
- 株式会社 アド・スクリーンサービス
- 有限会社 岩田建設
- 有限会社 ヴォーグ
- 有限会社 エトバスノイエス
- 有限会社 オウショウ建設
- 株式会社 大木不動産
- 株式会社 大塚設備
- 株式会社 加藤鉄建
- 株式会社 紀の國屋
- 株式会社 協栄土木設備
- 株式会社 クレセント多摩
- 株式会社 建友
- 桜建設 株式会社
- 三恭東和精機 株式会社
- 株式会社 三翔設備工業
- 有限会社 三多摩造園
- 株式会社 三和塗建
- 株式会社 ジェイホーム
- システム印刷 株式会社
- 学校法人実践女子学園
- 医療法人社団 清愛会 七生病院
- 株式会社 セレモニー小峰
- 株式会社 高幡ホーム
- 多摩電気工事 株式会社
- 千代田運輸 株式会社
- 株式会社 東光工業
- 株式会社 東新精機
- 藤和通信工業 株式会社
- 株式会社 トシ・コーポレーション
- 都民交通事業 株式会社
- 株式会社 なかじま
- 有限会社 西東京電機
- 西野土建 有限会社
- 株式会社 日東鑿井工業所
- 株式会社 ノムラ薬局
- 八福商事 株式会社
- 株式会社 馬場製作所
- 株式会社 早川ダット工場
- 一般社団法人 日野青色申告会
- 株式会社 日野環境保全
- 日野金属産業 株式会社
- 有限会社 日野寿司本店
- 公益社団法人 日野法人会
- 株式会社 平野
- 有限会社 藤不動産
- 有限会社 保険のイッツ
- 丸石産業 有限会社
- 南観光交通 株式会社
- 株式会社 百草造園
- 株式会社 守重建設
- 山口浜屋税理士法人
- 山田設備工業 株式会社
- 株式会社 エアビジネス
- 利研刃物 株式会社
- 株式会社 リビングステージ
- 有限会社 リファイン
- ロンチー技術開発 有限会社
- 和光電材 株式会社
- 有限会社 渡辺管工

● 稲城市 ● 多摩市 ● 日野市

中小企業者向け省エネ促進税制

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援しています。

省エネ設備等の取得により、最大で
取得価額(上限2,000万円)の1/2が
 事業税額から減免されます



詳細は

🔍 主税局 環境減税
 で検索

参加費
無料

外国人材受入と持続可能な地域産業

— 企業の覚悟と、選ばれ続ける職場づくり —

Topic :

- なぜ、あの会社は外国人が辞めないのか
— 実例で学ぶ、採用・教育・定義の成功モデル —
- 人手不足を“応急処置”で終わらせない
— 企業価値を高める受入と育成の実践 —
- 外国人材のリスクと対策 (任意労災)

AIG損害保険株式会社

開催日

2026年
4月28日(火)

時間

15:30 - 17:00 (受付 15:00 -)

場所

パルテノン多摩 第一会議室

申込方法

2026年

申込期限: **4月10日(水)**

QRコード

定員 **50名**
先着順とさせていただきます。



QRコードまたはFAXでお申し込みください。

セミナー参加申込
FAX : **042-593-9899**

お問合せ
公益社団法人 日野法人会
042-593-9900



SPEAKER

GC株式会社

代表取締役 木村一郎



SPEAKER

AIG損害保険株式会社 西東京支店

営業第一課課長 村井田 康平

公益社団法人日野法人会・多摩商工会議所「合同セミナー」

主催: 公益社団法人 日野法人会 / 多摩商工会議所
共催: GC株式会社・AIG損害保険株式会社



健康経営新聞 Vol.2

身近な健康から、働く環境をもっとよくしませんか？
健康経営を楽しく学び、実践するヒントをお届けします。

青年部会 健康経営委員会内でも
健康経営について積極的に学んでいます！

2月ウォーキング歩数ランキング

| | | | |
|---|-----------|-----------|---------|
| 👑 | 500,080 歩 | 山田設備工業(株) | 山田 有司 様 |
| 2 | 408,099 歩 | 日野市商工会 | 伊藤 修 様 |
| 3 | 289,968 歩 | (株)エム・デー | 志賀 直人 様 |
| 4 | 220,360 歩 | 鹿島開発(株) | 有澤 浩子 様 |
| 5 | 203,504 歩 | 大同生命(株) | 喜久川 藍 様 |

集計期間：2026年2月1日～28日 応募総数：10名
※1位入賞者は、次回以降殿堂入り！

Interview

Q.たくさん歩くため意識していることは？

A.たくさん歩くための意識ですが、健康は足からという言葉
を聞いたことがあり、仕事やプライベートでも、車、エスカ
レーター、エレベーターなどはなるべく使わずに移動してい
ます。朝昼晩のどこかでお散歩を1時間位しています

離職防止につながる健康経営

コラムニスト：加来 耕平（日野法人会 青年部会 健康経営委員）

健康経営とは、経営者と従業員及びその家族の健康を重要な経営資源と捉え、職場環境の整備や働き方の工夫を進める取り組みです。適切な労働環境への配慮は、生産性の向上や労務リスクの軽減にもつながります。特に、健康診断やストレスチェックの活用は、不調の早期把握と職場の安定に役立ちます。

また、経営者の健康意識は従業員の健康意識や会社の風土にも良い影響を与えます。安心して働ける環境が整うことで、従業員の意欲や会社への信頼を高めます。こうした積み重ねが離職を不正で定着を促進し、技術と経験の蓄積が企業にとって大きな経営資産となります。

健康への配慮は、企業の持続的成長を支える土台づくりでもあります。健康経営は、未来への安定投資といえるでしょう。

ウォーキングキャンペーンにチャレンジ！

参加はかんたん2ステップ！
歩いた分だけ、元気な地域づくりに貢献しましょう。

STEP 1

スマートフォンの歩数計アプリ等で、1か月間の歩数を記録します。
※アプリの種類は問いません

STEP 2

「応募方法」のQRコードを読み取り、応募フォームにアクセス。
指定月の「合計歩数」が分かるスクリーンショット（画面写真）と
必要事項を入力すれば完了です。



歩数上位5名に
クオカード500円分を
プレゼント！

応募
方法

右のQRコードからご応募下さい！

集計期間：2026年4月1日（水）～30日（木） 応募締切：2026年5月7日（木）

申し込みフォームから、1ヶ月分の歩数が分かる写真・スクリーンショットをお送りください。
（任意の歩数計アプリをご利用ください）



[個人情報の利用目的について]

ご入力いただいた個人情報は以下の目的のみに利用し、本人の同意なく第三者に提供いたしません。

- ・ご回答。ご応募頂いた皆様に、プレゼントを発送するため。
- ・プレゼントが返送された場合などに業務上の連絡をとるため。

令和 8 年度日野法人会 TOPICS

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------|------------------|
| 決算法人説明会 | 決算法人説明会 3月決算法人対象 | 3月19日(木) 14時00分～15時00分 | パルテノン多摩 第1会議室 |
| | 決算法人説明会 4月決算法人対象 | 4月22日(水) 14時00分～15時00分 | 日野税務署 3階会議室 |
| | 決算法人説明会 5月決算法人対象 | 5月20日(水) 14時00分～15時00分 | |

| | | | |
|-------------|---------|------------------------|----------------|
| 新設法人 説明会 | 新設法人説明会 | 4月20日(月) 14時00分～15時30分 | 日野税務署 3階会議室 |
|-------------|---------|------------------------|----------------|

| | | |
|------|----------------------|----------|
| 日野地区 | 日野地区第4支部 健康経営セミナー | 3月12日(木) |
|------|----------------------|----------|

| | | |
|------|----------|----------|
| 多摩地区 | 地区役員会 | 3月24日(月) |
| | せいせき桜まつり | 4月5日(日) |

| | | |
|------|------------------|----------|
| 青年部会 | 租税教室 講師育成セミナー | 3月26日(木) |
| | 報告会 | 5月18日(月) |

| | | |
|------|--------------|----------|
| 女性部会 | 日野税務署副署長を囲む会 | 3月12日(木) |
| | 報告会 | 5月21日(木) |

| | | |
|------|-----|----------|
| 源泉部会 | 報告会 | 5月19日(火) |
|------|-----|----------|

会員の皆様へ

第16回通常総会

時 期
5月26日(火)
16:00 開会

場 所
京王プラザホテル
八王子

開催案内及び議案書(概要)並びに委任状については、4月下旬各会員へ郵送いたします

公益社団法人 日野法人会 広報誌

ふんあい 3・4月号

令和 8 年 3 月 25 日 (通巻 221 号)

発行

公益社団法人 日野法人会
〒191-0031 東京都日野市高幡 3-8
☎(042)593-9900
<https://www.tohoren.or.jp/hino>



発行人 会長 飯島康裕

編集 広報委員会

印刷 株式会社インフォテック
多摩市落合 2-6-1